

南越前町議会議員選挙 立候補予定者説明会の開催

平成26年4月20日(日)に執行予定の南越前町議会議員選挙の立候補の手続きや方法などについて説明を行います。

日時 平成26年3月27日(木)

午後1時30分から

場所 南越前町役場別館2階
第1会議室



■問合せ 選挙管理委員会 ☎47-8000

遠隔地症例検討システムのご紹介

遠隔地症例検討システムは、福井大学医学部を中心に、県内のへき地診療所、教育協力医療機関等をテレビ会議システムによりつなぐもので、今庄診療所と河野診療所にも導入され、医師や看護師が大学から提供される最新の医学知識を学んでいます。



今後は、このシステムを利用して、診断困難な患者の症例検討なども行われる予定です。

■問合せ 医療保健室 ☎45-10030

災害時要援護者台帳の更新および登録について

南越前町では、災害が起きた時に自分で避難することが難しく、避難するのに特に支援を必要とする方を「要援護者」とし、台帳に登録しています。年に一度、登録内容の確認を行っていますので、皆様のご協力をお願いします。

登録の対象となる方

次の①～⑥に該当する方のうち、自力で避難することが難しいと思われる方

- ① 介護保険で、要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の方
- ③ 療育手帳A1・A2の方
- ④ 自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている方
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし高齢者及び65歳以上高齢者のみ世帯



登録手続き

【既に登録されている方】

区長を通じて、「災害時要援護者登録票(変更用)」を配布しますので、内容を確認し、内容に変更のある方は修正の上、区長か保健福祉課に提出してください。

【同意調査による新規登録】

登録の対象となる方のうち、

- ①～③の方は、町より登録の同意調査(郵送)を行います。
- ⑥の方は、区長が登録の同意調査を行います。

【手上げ方式による新規登録】

町や区長の同意調査が行われない方のうち、対象となる方は保健福祉課までご連絡ください。

※登録内容の修正や新規登録については、随時、受付けています。

※台帳は、町、集落、民生委員、町社会福祉協議会、消防署等の関係機関で保管し、災害時などに利用します。

■問合せ 保健福祉課 ☎47-8007